

資料3-1

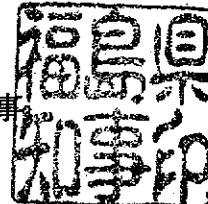


22環保第1345号

平成22年 9月22日

福島県環境審議会長様

福島県知事



生活環境の保全等に関する条例に基づく規制措置の見直しについて（諮問）
のことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

1 諒問事項

生活環境の保全等に関する条例に基づく規制措置の見直しについて

2 諒問理由

本県では、生活環境の保全等の対策に当たっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等に基づく法的枠組みに加え、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号、以下「条例」という。）に基づき、生活環境の保全等に関する基本的施策を定めるとともに、公害の防止のための規制の措置を講じている。

今般、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が改正（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年5月10日公布。法律第31号））され、排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対する罰則の創設、地方自治体による改善命令等の発動要件の見直し、事業者における事故時の措置の対象範囲の拡大等が行われたことから、法律との整合を図るため、条例に基づく大気汚染及び水質汚濁に係る規制措置を見直しすることとしたい。

3 見直しの内容

（1）ばい煙の測定結果の保存義務の追加

ばい煙指定施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録することに加えて、その結果を保存しておくことを新たに規定する。併せて、当該事項の違反に対して

罰則を規定する。

(2) ばい煙指定施設に係る改善命令等の要件の見直し

ばい煙指定施設に係る改善命令等の発動要件について、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときに、命ずることができるように規定を改める。

(3) ばい煙を排出する事業者に対する責務規定の追加

事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握し、排出を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めるべきことを新たに規定する。

(4) 排出水等の測定結果の保存義務の追加

指定事業場排出水等の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくことに加えて、その結果を保存しておくことを新たに規定する。併せて、当該事項の違反に対して罰則を規定する。

(5) 汚水に係る事故時の措置の対象の追加

排水指定事業場に加え、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として新たに規定する物質を製造する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び届出を義務付けるように規定を改める。